

インバウンド向けSNS運用事業業務委託 標準仕様

1 事業名

インバウンド向けSNS運用事業

2 事業目的

2025年、訪日外国人は前年比15%増の4,268万人で過去最多を更新し、2026年は3月までの累計だけで1,068万人に到達しており、政府目標「2030年6,000万人」へ向けて成長が加速している。需要は都市部集中から地方・体験型へシフトしつつあり、観光庁も地方誘客を目標に掲げる。熊本県ではTSMCの県内への進出と国際線週33便体制を追い風に、外国人延べ宿泊者が2025年に約176万人と過去最高を記録した。国・地域別では韓国と台湾が過半数を占め、消費額も伸長している。

当局においては、昨年度インバウンド調査・分析事業を実施し、水俣・芦北地域の課題として認知度不足が挙げられた。当局のSNS（Instagram、X、Facebook）はあるものの、日本語によるイベント情報等の画像投稿が多く、動画や多言語での発信は実施できていない現状がある。

そのため、今年度は、国内でも熊本県への旅行需要が高く、主な情報源をSNS等から入手しており、TSMC進出に伴い移住者も増えている台湾人をターゲットとし、現在運用しているSNSと別にインバウンド向けSNSアカウントを作成し、台湾人を中心とした海外へ向けた情報発信の更なる強化を図るものである。

3 委託内容

◆インバウンド向けSNSアカウントの作成、運用

- ・インバウンド向け専用のSNSアカウントを作成し、多言語動画等を中心とした水俣・芦北地域の情報発信を行うこと。
- ・ターゲット層がよく利用するSNSアカウント、効果的な広告の手法（視聴回数増加につながる内容や使用言語等）、投稿頻度、投稿内容について提案すること。
- ・SNS投稿のインプレッションや視聴回数等の分析及び報告を定期的に行うこと。
- ・SNS投稿に使用する動画等作成及び撮影に関する調整等については、すべて受託業者で実施すること。
- ・記事については、水俣市、芦北町、津奈木町でいずれかの市町に偏ることなくバランスよくアップすること。
- ・運用期間は、令和8年8月下旬から令和9年3月上旬までを予定している。
- ・県内には台湾人が最も多く来訪し、リピーターは阿蘇や熊本城以外の観光をする可能性が高く、情報発信による当管内への誘客効果も見込めることから、台湾人をターゲットとする。

◆SNS投稿用動画等の講座実施

- ・次年度以降は振興局での運営及び投稿用動画等作成を想定しており、振興局担当者及び管内事業者等に向けた動画作成講座を1～2回実施すること。
- ・インバウンドに向けたSNS動画撮影方法や編集方法等についてレクチャーを行うこと。

4 業務完了報告書の提出

受託者は、事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、提出後検査を受けること。

提出物 業務完了報告書 電子データ（メールによる）
提出場所 〒869-5461 葦北郡芦北町芦北2670
熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課
提出期限 令和9年（2027年）3月19日（金）

5 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

6 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 受託者は本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 委託者から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。
- (4) 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。なお、不可抗力など受託者の責任によらないものについてはその限りではない。
- (5) 受託者は、業務の全部または主たる部分を再委託してはならない。
- (6) 業務の一部を再委託するときは、再委託先の概要及び責任者、再委託する内容等について、事前に委託者と書面により協議し、承認を得なければならない。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しないこと。
- (8) 本業務の遂行にあたっては、別記1「電子情報に関する取扱特記事項」及び別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (9) 電子メールを外部に送信する際は、本文や添付ファイルに送るべきではない個人情報が含まれていないか、複数人によるダブルチェック等により入念な確認を行うこと。
また、電子メールを外部に一斉送信する場合には、個人情報漏えい防止のため、メールアドレスを「To」ではなく、「BCC」に設定すること。
- (10) 受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行うこと。
- (11) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても5年間保存すること。
- (12) 受託者が本仕様書その他県の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、県は委託契約を解除することがある。
- (13) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担する。
- (14) 委託者が提供する画像、イラスト、地図などの素材以外の既存著作物の使用に必要な使用許諾契約等に係る一切の手続きは受託者が行うこと。
- (15) 本事業で制作したデータ等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）

は、協議のうえ決定するものとする。動画データ等の著作権がインフルエンサー側に帰属する場合においても、2次利用（動画のスクリーンショット、サムネイル画像や切り抜き動画等）が可能な状態にすること。

- (16) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。